

回 答 書

平成28年5月26日
株式会社I・T・I・I

N関労東京第16-6号(平成28年5月16日)をもって提出された要求書に対し、次のとおり回答します。

組合要求	会社回答
<p>1. 社会保険の適用拡大と社会保険料の支払い義務等々について、関係社員に周知・説明を徹底すること。</p> <p>2. 1週間の所定労働時間が20時間未満、あるいは月額賃金を8万8千円未満等々にし、社会保険料の支払い義務が生じないように現行の週3日勤務者の労働条件を、すみやかに見直すこと。</p> <p>3. 現行の週3日勤務者については、特別に週4日勤務等への雇用変更や週休パターンの変更が出来るようにすること。</p>	<p>1. {</p> <p>2. 「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大」を踏まえた対応については、現在、検討中であります。</p> <p>3. }</p>